東浦町学校保健会交付金交付要綱

東浦町学校保健会交付金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、心身ともに健康な児童及び生徒の育成をするための東浦町学校保健会の活動に資することを目的とする東浦町学校保健会交付金(以下「交付金」という。)の交付について、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(交付対象者)
- 第2条 この交付金の交付対象者は、東浦町学校保健会とする。 (交付対象事業)
- 第3条 交付金の交付対象事業は、東浦町学校保健会の活動運営事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、交付金の交付対象としない。
- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例(平成23年東浦町条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業 (交付金の額等)
- 第4条 交付金の額は、交付対象事業費(年171,000円を上限とする。)を限度とし、 予算の範囲内において定める。
- 2 交付対象事業費となる経費は、前条に定める事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、交付金の交付対象としない。

(交付金の運用)

- 第5条 交付された交付金は、預金により有効な運用を図り、運用について明確にしておかなければならない。
- 2 預金利子は、事業費に組み込み運用できるものとする。 (実績報告書添付書類)
- 第6条 規則第12条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 通帳の写し

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
 - この要綱は、平成31年3月27日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

別表(第4条関係)

(1)報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
(2) 旅費	交通費、通行料金等
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
(4)役務費	通信運搬費、保険料等
(5) 使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
(6) 備品購入費	器具、機材等の購入費
(7) その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの